

日本国憲法第9条を守り、平和外交の推進を求める意見書

現在、国際社会では、ロシアによるウクライナ侵攻をはじめ、武力による紛争が続き、東アジアにおいても安全保障環境が厳しさを増しています。

こうした状況において、我が国が目指すべきものは、軍事的緊張をさらに高めることなく、対話と外交努力によって紛争を未然に防ぎ、国民の生命と暮らしを守ることです。

日本国憲法は、前文において「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにする」との決意を示し、第9条において、戦争の放棄、武力による威嚇及び武力の行使の放棄を明確に定めています。

そして、憲法第9条は過去の戦争によって多くの尊い命が失われ、国内外に甚大な被害をもたらした歴史への深い反省の上に立ち、日本が国際社会において平和を追求する基本原則を示したものです。

我が国の平和と安全を確保するためには、軍事力だけに依存するのではなく、近隣諸国との対話、外交関係の強化、国際的な協力、紛争の平和的解決に向けた努力を積み重ねることが重要であり、軍事的緊張の高まりを招きかねない軍事力の強化は、国民生活にも大きな影響を及ぼすものです。特に地方自治体においては、住民の生命、財産、福祉、教育、地域経済を守ることが重要な使命であり、戦争や武力紛争によって住民の平穏な生活が脅かされることを防ぐことは、地方自治の観点からも極めて重要です。

よって、国においては、日本国憲法第9条の平和主義を堅持し、これを将来にわたって守るとともに、武力による威嚇や武力行使に依存することなく、外交と対話を通じた平和的な国際秩序の構築に最大限努力することを強く求めます。

記

1. 日本国憲法第9条を堅持し、これを将来にわたって守ること。
2. 日本国憲法の平和主義を尊重し、武力による威嚇や武力行使に依存することなく、外交・対話による紛争の平和的解決を追求すること。
3. 東アジアをはじめとする諸国との対話と信頼醸成を進め、軍事的緊張を緩和するための外交努力を一層強化すること。
4. 国際連合をはじめとする国際機関との協力を強化し、国際法に基づく平和的な国際秩序の形成に積極的に貢献すること。
5. 戦争や武力紛争の被害を受ける市民、とりわけ子ども、高齢者、障がい者などの命と人権を守るため、人道支援及び平和構築の取り組みを強化

すること。

6. 日本国憲法第9条の意義について、国民が十分に議論できる環境を保障し、将来の世代に平和の大切さを継承すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和8年9月18日

北海道中川郡美深町議会議長 南 和 博

【提出先】

衆議院議長	森	英介	殿
参議院議長	関口	昌一	殿
内閣総理大臣	高市	早苗	殿
法務大臣	山下	貴司	殿
総務大臣	藤井	比早之	殿
外務大臣	茂木	敏充	殿
防衛大臣	小泉	進次郎	殿